

関係各位

平成21年度入札・契約制度の改正について

平成21年度の発注基準を以下のとおり改正しましたので、取り扱いについてよろしくをお願いします。

なお、その他の検討事項については、決定次第お知らせします。

1 一般競争入札における発注基準の改正

(1) 土木工事の一部で発注基準を改正

●土木工事については、過当競争が続いているためランクを整理

□8千万円未満5千万円以上の工事で見直し

金額の範囲	改正後のランク	従来のランク
8千万円未満 5千万円以上	① B・C級業者 ⇒ 総合評価案件 ② A・B級業者 ⇒ 上記以外の案件	A～C級業者

(2) 造園工事の一部で発注基準を改正

●入札参加機会の少なかったC級業者の金額の範囲を拡大

改正後の金額の範囲	従来の金額の範囲	ランク
6千万円未満 3千万円以上	6千万円未満 2千万円以上	A・B級業者
3千万円未満 1千万円以上	2千万円未満 1千万円以上	A～C級業者

(3) 上記以外の発注基準については、従来どおりです。

(4) 実施時期

●平成 21 年 5 月公告分から実施